

当該休日が水曜日に当たるときはその直後の休日でない日とする。

(ウ) 1月2日, 1月3日, 8月6日及び12月29日から12月31日まで

附 則

この規則は, 平成19年2月1日から施行する。

告 示

広島市告示第1号

平成19年1月1日

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を別紙のとおり行います。

広島市長 秋 葉 忠 利

【指 定 期 間】

平成19年1月1日から平成24年12月31日まで

(別紙)

病院・診療所名簿(指定自立支援医療機関) 区別医療機関コード順(3か所)H19.1.1指定 【指定期間】平成19年1月1日～平成24年12月31日			
医療機関名称	郵便番号	医療機関所在地	電話番号
清川神経科内科クリニック	730-0013	広島市中区八丁堀4-15 アーバンビュー八丁堀3F	082-227-5111
国家公務員共済組合連合会 広島記念病院	730-0802	広島市中区本川町1-4-3	082-292-1271
医療法人社団更生会 草津病院	733-0864	広島市西区草津梅が台10-1	082-277-1001

調剤薬局名簿(指定自立支援医療機関) 区別医療機関コード順(15か所)H19.1.1指定 【指定期間】平成19年1月1日～平成24年12月31日			
医療機関名称	郵便番号	医療機関所在地	電話番号
赤松薬局	730-0035	広島市中区本通8-29	082-248-2920
すずらん薬局	730-0036	広島市中区袋町4-6	082-244-6467
ウォンツ八丁堀薬局	730-0013	広島市中区八丁堀11-8	082-512-0017
すずらん薬局本店	730-0036	広島市中区袋町4-1	082-545-4711

(有)三香薬局	732-0044	広島市東区矢賀新町5-3-24	082-281-1144
紀美薬局	732-0033	広島市東区温品6-3-18	082-289-9453
龍神薬局	734-0002	広島市南区西旭町11-3	082-253-1673
すみれ薬局神田店	734-0004	広島市南区宇品神田2-14-22	082-253-7891
すみれ薬局御幸店	734-0015	広島市南区宇品御幸2-16-4	082-252-9712
(有)高山薬局	734-0051	広島市南区東青崎町10-18	082-281-8154
そうごう薬局 草津店	733-0865	広島市西区草津本町15-20	082-278-8315
まえた薬局 三篠北町店	733-0006	広島市西区三篠北町19-27 イケダビル1F	082-509-3280
めぐみ薬局	733-0032	広島市西区東観音町20-18	082-296-3720
上安薬局	731-0154	広島市安佐南区上安2-16-28	082-878-3252
オズ薬局五日市八幡東店	731-5115	広島市佐伯区八幡東2-28-55	082-926-2323

広島市告示第2号

平成19年1月4日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第1項及び第115条の14第1項の規定により, 次のとおり指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出があった。

平成18年12月31日

広島市長 秋 葉 忠 利

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者		指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業を廃止した事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人広島光明学園	広島市東区牛田本町五丁目1番2号	グループホーム 光明早稲田	広島市東区牛田早稲田二丁目4番15号	平成18年12月31日

広島市告示第3号

平成19年1月4日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定しました。

指定年月日 平成19年1月1日

広島市長 秋葉忠利

事業者		事業所		サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
社会福祉法人 広島光 明学園	広島市東区 牛田本町五 丁目1番2 号	グループ ホーム光明 早稲田	広島市東区 牛田早稲田 二丁目4番 15号	認知症対応型 共同生活介護 及び介護予防 認知症対応型 共同生活介護
有限会社 ウェルケア	東広島市西 条中央八丁 目21番1 2号	グループ ホームやす らぎ温品	広島市東区 温品七丁 目13番 23号	認知症対応型 共同生活介護 及び介護予防 認知症対応型 共同生活介護

広島市告示第4号

平成19年1月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 委任を受けた出納員
竹屋保育園 主任保育士 丸山 一江
- 委任させた事務
 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の収納
 - 保育料及びこれに係る延滞金の収納
- 委任年月日
平成18年12月18日
- 委任期間
平成18年12月18日から平成19年1月14日まで

広島市告示第5号

平成19年1月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定に

より告示します。

広島市長 秋葉忠利

- 委任を受けた物品分任出納員
竹屋保育園 主任保育士 丸山 一江
- 委任させた事務
竹屋保育園における物品の出納保管に関する事務
- 委任年月日
平成18年12月18日
- 委任期間
平成18年12月18日から平成19年1月14日まで

広島市告示第6号

平成19年1月11日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関として、次に掲げる医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

広島市長 秋葉忠利

名称	所在地	開設者氏名	指 定 年 月 日
センター薬局	広島市中区基町 6番27号	有限会社 セン ターファマシー 代表取締役 竹村優	平成18年 11月8日
クリニック五 日市中央	広島市佐伯区五 日市中央一丁目 1番24号	医療法人 社団 初仁会 理事長 檜田 仁	平成18年 12月4日
クリニック極 楽寺山	広島市佐伯区五 日市中央一丁目 1番24号	医療法人 社団 初仁会 理事長 檜田 仁	平成18年 12月4日
秋山クリニッ ク	広島市安佐南区 大町東二丁目 12番24号	医療法人 松風 会 理事長 秋山弘彦	平成18年 12月11日
康仁薬局 庚午店	広島市西区庚午 北二丁目17番 10号	株式会社 ケイ・ ディ・フドー 代表取締役 桐林邦之	平成19年 1月1日
紀美薬局	広島市東区温品 六丁目3番18 号	有限会社 紀美 薬局 代表取締役 吉野一宏	平成19年 1月1日
ウォンツ八丁 堀薬局	広島市中区八丁 堀11番8号	株式会社 ハー ティウォンツ 代表取締役 福岡慎二	平成19年 1月1日

すずらん薬局 本店	広島市中区袋町 4番1号	株式会社 ホロ ン 代表取締役 古屋憲次	平成19年 1月1日
--------------	-----------------	-------------------------------	---------------

広島市告示第7号

平成19年1月11日

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関からその指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

名 称	所 在 地	開設者氏名	辞 退 年 月 日
オズ薬局	広島市安芸区船 越南二丁目18 番9号	株式会社 キオ ラ 代表取締役 大迫睦己	平成18年 11月10日
秋山クリニッ ク	広島市安佐南区 大町東一丁目8 番25号	医療法人 松風 会 理事長 秋山弘彦	平成18年 11月30日
竹内クリニッ ク小児科	広島市西区古江 新町4番18号	竹内せち子	平成18年 12月20日
桜クリニック	広島市安佐北区 亀崎一丁目1番 6号	和気 稔	平成18年 12月31日

広島市告示第8号

平成19年1月15日

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、広島市安佐南区西原土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 組合の名称
広島市安佐南区西原土地区画整理組合
- 事業施行期間
設立認可公告の日から平成21年3月31日まで
- 施行地区
広島市安佐南区西原八丁目の一部
- 事務所の所在地
広島市安佐南区西原一丁目5番3号
- 設立認可の年月日

平成19年1月15日

6 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

7 公告の方法

組合事務所の掲示板に掲示する

広島市告示第9号

平成19年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成19年4月1日から山県郡安芸太田町の消防事務を受託することについて、次のとおり規約を定めたので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

山県郡安芸太田町と広島市との間における消
防事務の事務委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第1条 山県郡安芸太田町（以下「甲」という。）は、甲の区域における次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を広島市（以下「乙」という。）に委託する。

- 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）
- 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務のうち、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）の規定により甲が処理することとされたもの

（経費の負担）

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。この場合において、乙の長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲の長に送付しなければならない。

（予算の計上）

第3条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

（手数料等の収入）

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、すべて乙の収入とする。

（決算の場合の措置）

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(協議)

第6条 甲の長及び乙の長は、委託事務の適正な管理及び執行について協議を行うとともに、必要に応じ、甲及び乙と密接な関係をもつ廿日市市の長と協議するものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、甲の長に通知しなければならない。

2 乙の長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置等)

第8条 甲は、甲の区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。

広島市告示第10号

平成19年1月16日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成19年4月1日から廿日市市の消防事務の一部を受託することについて、次のとおり規約を定めたので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

廿日市市と広島市との間における消防事務の

一部の事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 廿日市市（以下「甲」という。）は、廿日市市吉和の区域における次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を広島市（以下「乙」という。）に委託する。

(1) 消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(2) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第

149号）に基づく事務のうち、広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成11年広島県条例第34号）の規定により甲が処理することとされたもの

(経費の負担)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。

2 前項の経費の額及び支払の時期は、乙の長が甲の長と協議して定める。この場合において、乙の長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積りに関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を甲の長に送付しなければならない。

(予算の計上)

第3条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、乙の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(手数料等の収入)

第4条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料等の収入は、すべて乙の収入とする。

(決算の場合の措置)

第5条 乙の長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、遅滞なく当該決算のうち委託事務に関する部分を甲の長に通知するものとする。

(協議)

第6条 甲の長及び乙の長は、委託事務の適正な管理及び執行について協議を行うとともに、必要に応じ、甲及び乙と密接な関係をもつ山県郡安芸太田町の長と協議するものとする。

(条例等の制定又は改廃)

第7条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ、甲の長に通知しなければならない。

2 乙の長は、前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。

3 甲の長は、前項の規定による通知があったときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

(消防水利施設の設置等)

第8条 甲は、廿日市市吉和の区域内の消火活動に常時有効に使用することができる水利施設を設置し、維持し、及び管理しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 甲の長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する乙の条例等が廿日市市吉和の区域に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合においては、当該委

託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、乙の長がこれを決算する。

広島市告示第 1 1 号

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委託を受けた者

名 称	住 所	代 表 者
有限会社さくら事務機	廿日市市本町 5 番 1 6 号	代表取締役 大植 正博

2 委託した期間

平成 1 9 年 1 月 1 6 日から平成 1 9 年 3 月 3 1 日まで

広島市告示第 1 2 号

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第 5 項において準用する同法第 1 7 0 条第 4 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 委任を受けた分任出納員

競輪事務局（サテライト阪神）事務吏員 北野 健治

2 委任させた事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による繰替払（競輪場外で行うものに限る）

3 委任年月日

平成 1 9 年 1 月 1 日

4 委任期間

平成 1 9 年 1 月 1 日から平成 1 9 年 2 月 2 7 日まで

広島市告示第 1 3 号

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 4 項の規定に基づき、経済局競輪事務局出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同条第 5 項において準用する同法第 1 7 0 条第 4 項後段の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 解除を受けた分任出納員

競輪事務局（サテライト阪神）事務吏員 松尾 喜代則

2 解除させた事務

- (1) 広島市競輪特別会計規則第 2 条第 2 項に規定する収納金の収納
- (2) 広島市競輪特別会計規則第 4 条の規定による繰替払（競輪場外で行うものに限る）

3 解除年月日

平成 1 8 年 1 2 月 3 1 日

広島市告示第 1 4 号

平成 1 9 年 1 月 1 6 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 6 0 年広島市条例第 9 8 号）第 1 0 条又は第 1 1 条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において閲覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示第 1 5 号

平成 1 9 年 1 月 1 8 日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区山本町字方置山の 1 1 2 3 番地の 2 の一部
ほか 8 0 筆

（3-1 工区）別紙のとおり

2 開発面積

1 4 9 . 1 5 3 . 1 9 平方メートル（3-1 工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市中区大手町三丁目 1 番 1 号

東亜地所株式会社 代表取締役 西本 昌弘

4 検査済証交付年月日

平成 1 9 年 1 月 1 8 日

（別紙）

3-1 工区

開発・宅造区域に含まれる地域の名称

宅 地 の 所 在	地 番	備 考
広島市安佐南区山本町字方置山	1 1 2 3 - 2	一部
〃	1 1 2 4	一部
〃	1 1 2 5 - 2	
〃	1 1 2 6	

広島市安佐南区山本町字方置山	1127	一部
"	1128	
"	1133	一部
"	1134-2	一部
"	1136-2	一部
"	1145	一部
"	1160-1	一部
"	1161-2	
"	1161	
"	1166-2	
"	1168-3	
"	1168-5	
"	1362	
"	1377-2	一部
"	1377-4	
"	1490-5	一部
"	1495-1	一部
"	1496	一部
"	2236	一部
"	2243	一部
"	2256	一部
"	2291	一部
"	2293	一部
"	2294	一部
"	2325	一部
"	2344	一部
"	2361-2	
"	2361-3	
"	2362-1	一部
"	2363-2	
"	2364-2	

広島市安佐南区山本町字方置山	2364-3	
"	2370	一部
"	2371-1	一部
"	2371-2	一部
"	2372	一部
"	2373	
"	2377	一部
"	2380	
"	2385	
"	2404	一部
"	2405-1	一部
"	2405-2	一部
"	2406-3	一部
"	2408-2	一部
"	2434	一部
"	2435	
"	2436	一部
"	2438	一部
"	2479	一部
"	2480	一部
"	2481	一部
"	2485-2	
"	2496-1	一部
"	2507	
"	3290	一部
"	3374-4	
"	3375-5	
"	3376-2	
"	3377-1	
"	3378	
"	3379	